

§ VIII 県立図書館

1 総 説

昭和34年度をふりかえって見ると、大きく変わったと思われる点が、幾つかある。その第一点は、昭和34年12月から、土曜日の半ドンと日曜日の全休を、A班及びB班の二つにわけて交替で勤務することとしたことである。その第二点は、新しい図書館にふさわしい関係諸法規をととのえて、利用者及び職員の便をはからうとしたことである。その第三点は、都道府県立図書館の、(1)予算、(2)職員、(3)ブックモビール、(4)及び土曜日の開館状態を調査し、あわせて本図書館の日曜日を休館日とすることについての予備的調査を行ったことである。

A、従来の本図書館職員を大別すると、常に土曜日の半ドンと日曜日の全休を満喫できる職員と、その同じ味を全然味おうことのできない職員とに別けることができる。こういう二つの峻別は、人間関係の上で、微妙な雰囲気を生むのが必然である。そこで全員が協議して、もう少し公平に土曜日の半ドンと日曜日の全休を勤務することは果して不可能だろうか、と話合って見た。その結果がA班とB班の誕生ということになり、従来の館内奉仕係に加えて、館外奉仕係、整理係、及び総務係からもこれに参加することになった。12月の実験期も過ぎ、遂に1月も2月も3月も過ぎてしまった。が、みんなスムースにいったとはいえない。第一の困難は、土曜日の半ドンと日曜日の全日を勤務する職員が、延人数にして従来の倍近くになってきたのであるから、その代休をボツリボツリと取らなければならない。そのため、館内奉仕係以外の業務が常に手薄になったことは否定できない。第二には、ボイラー焚きがたった一人で、休日なしに動かねばならないわけである。しかし、人道上も、労働基準の上からいっても、冬の間だけ無休ということはできない。そこで、職員の中から俄かづくりのボイラー焚きを養成して、ボイラーのほうに廻わすとともに、市の公会堂の職員にも手伝ってもらって、暖房という業務は無休だったわけである。このことは電話交換手についてもいえる。こういうやりくりは、職員に対してかなり無理を強いて来た。

B、新しい図書館にふさわしい関係諸法規を、昭和34年度中には一切ととのえるという予定のもとに、いわゆる「教育関係者必携」昭和34年度版からは、従来の古い図書館関係の諸法規を一切除外してきた。

昭和34年10月1日、まず「福島県立図書館組織規則」が施行され、館長、次長、及び総務、整理、奉仕の三係長、その他の職員、それから各係の職務内容等が明かにされた。昭和35年1月13日には、「福島県立図書館設置

条例」が施行され、従来の「福島県立図書館に関する条例」（昭和25年福島県条例第53号）は廃止された。新しい条例の特長は、(1)分館の所在地を明確にしたこと、(2)他の法令等で明確になっている点の重複を除去したことの二つである。

上記の「組織規則」及び「設置条例」に次いで、制定実施を急いでいる関係法規類は、「福島県立図書館利用規則」と「福島県立図書館処務規程」である。前者の「利用規則」は、外部から図書館に来て、図書館資料及び図書館施設を利用しようとする利用者のためのものであり、後者の「処務規程」は、図書館（分館も含め）の内部で勤務する職員自体のためのものである。だから前者が表の規則なら、後者は裏の規則である。

それから、もう一つ残っているのは、「設置条例」が1月13日に施行されたことによって、それ以前に施行された「組織規則」の一部が必然的に改正されることである。

「利用規則」、「処務規程」、及び「組織規則の一部改正」に関する原案は、秘書室及び知事部局の文書広報課の温い指導と援助のもとに、準備の一切を完了している。

C、都道府県立図書館の(1)予算、(2)職員、(3)ブックモビール、及び(4)土曜日と日曜日の開館状態の調査については、それぞれの表（調査結果の一部）と解説をごらん願いたい。

(1)について一言附加するなら、館員一人あたりの人口が多いところは、県民一人あたりの図書費も少いことが、非常にはっきり出ている。いいかえると、職員の比較的に多いところは、図書費も比較的に多いのであって、この点、本県はもちろん、北日本の後進性は図書館に関する限り認めないわけにはいかない。

（第一表参照）

D、「日曜日を休館日とするについての予備的調査」は、一部の有識者から傾聴すべき意見を聞くことができて、集計された調査結果そのものより、遙かに大きな収穫があったように思う。図書館の内部においても、県立図書館に対する考え方や要求というものを、もう少し明確にしていかなければならない段階に来ているのではないか。